資料6-2

事業所の新規申請・更新申請及び各種届出の留意事項について（地域密着型サービス）

令和5年4月版

福島市健康福祉部福祉監査課

目　次

Ⅰ　福島市における新規申請等の概要ついて（1 ページ～2ページ）
1　新規申請等各種届様式
2　添付書類
3　提出方法等
4　福島市における新規申請等の事業者からの提出期限

Ⅱ　指定申請について　（3ページ）
1　指定申請（事務フロー）

Ⅲ　変更届について　（4ページ）
1　変更届
2　提出方法等
3　留意事項

Ⅳ　介護給付費算定に係る届出書について　（5ページ～6ページ）
1　介護給付費算定に係る届出書
2　提出方法等
3　留意事項

Ⅴ　廃止・休止・再開届について　（7ページ）
1　廃止・休止・再開届
2　提出方法等
3　留意事項

Ⅵ　更新申請書について　（8ページ）
1　更新申請書
2　提出方法等
3　留意事項

Ⅶ　その他　（9ページ）
1　福島市かんたん申請による電子申請について
2　介護給付費算定に係るお問い合わせ方法について
3　各通知等の周知方法について

Ⅰ　福島市における新規申請等の概要について

1　新規申請等各種届様式

新規申請等各種届様式については、市ホームページに掲載してありますので、必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、提出をお願いします。

なお、令和3年4月より、全ての届出書類において押印不要で提出が可能となりましたので、届出書類で押印の記載がある書類については、二重線又は押印欄を削除しての提出でも差し支えありません。

福島市ホームページ(http://www.city.fukushima.fukushima.jp/)
【ホーム】＞【健康・福祉】＞【福祉・介護】＞【介護・福祉サービス事業者】＞
【地域密着型サービス】のページ

2　添付書類

新規申請等各種届出様式の提出にあたり、併せて添付書類の提出が必要な場合があります。

届出内容によって提出する添付書類が異なりますので、必要な添付書類を確認の上、新規申請等各種届様式と併せて必ず提出をお願いします。添付書類の不足を確認した場合は、受理できませんので、ご了承ください。なお、提出後に添付書類の不足を確認した場合であっても、同様に受理できません。

3　提出方法等

新規申請届出書、指定更新申請届出書、廃止・休止届出書、再開届出書については、必要書類を準備した上で、窓口又は郵送で提出してください。

なお、事項変更届出書及び介護給付費算定に係る体制等に係る届出書は、添付書類も併せて必要書類を全て提出できる場合は、福島市かんたん申請による電子申請、郵送又は窓口のいずれかの方法で提出可能です。

提出先 ： 福島市　健康福祉部　福祉監査課
住　所 ： 〒960-8601　福島市五老内町3番1号
ＴＥＬ　：024-597-6468　FAX ： 024-563-7290
メールアドレス ：f-kansa@mail.city.fukushima.fukushima.jp

4　福島市における新規申請等の事業者からの提出期限

現在の福島市における指定申請等の事業者からの提出期限については次のとおりです。

申請（届出）事項	提出期限
新規申請	「福島市地域密着型サービス運営協議会」にて事前協議、指定協議を行う必要があるため、直近の協議会に応じた提出日となります。
指定更新	有効期間満了前に「福島市地域密着型サービス運営協議会」にて指定更新協議を行うため、有効期間満了日の直近の協議会に応じた提出日となります。 ※提出期日について、更新対象事業者に事前に通知を発出します。
廃止・休止	廃止・休止の日の1月前まで
再開	再開した日から10日以内
変更	変更した日から10日以内
介護給付費算定に係る体制等に係る届出書	（居住系） 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定 【入所系】 ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 届出日の属する月の翌月から算定（届出日が月の初日の場合はその月から）

※提出期限が祝日、土曜日又は休日に当たる場合はその翌日までとします。

Ⅱ　指定申請について

1　指定申請（事務フロー）

新規で事業所を開設する場合には、事前協議及び事業者審査が必要となります。すぐに事業所を開設することができないことから、開設を考えている場合には事前にご相談ください。

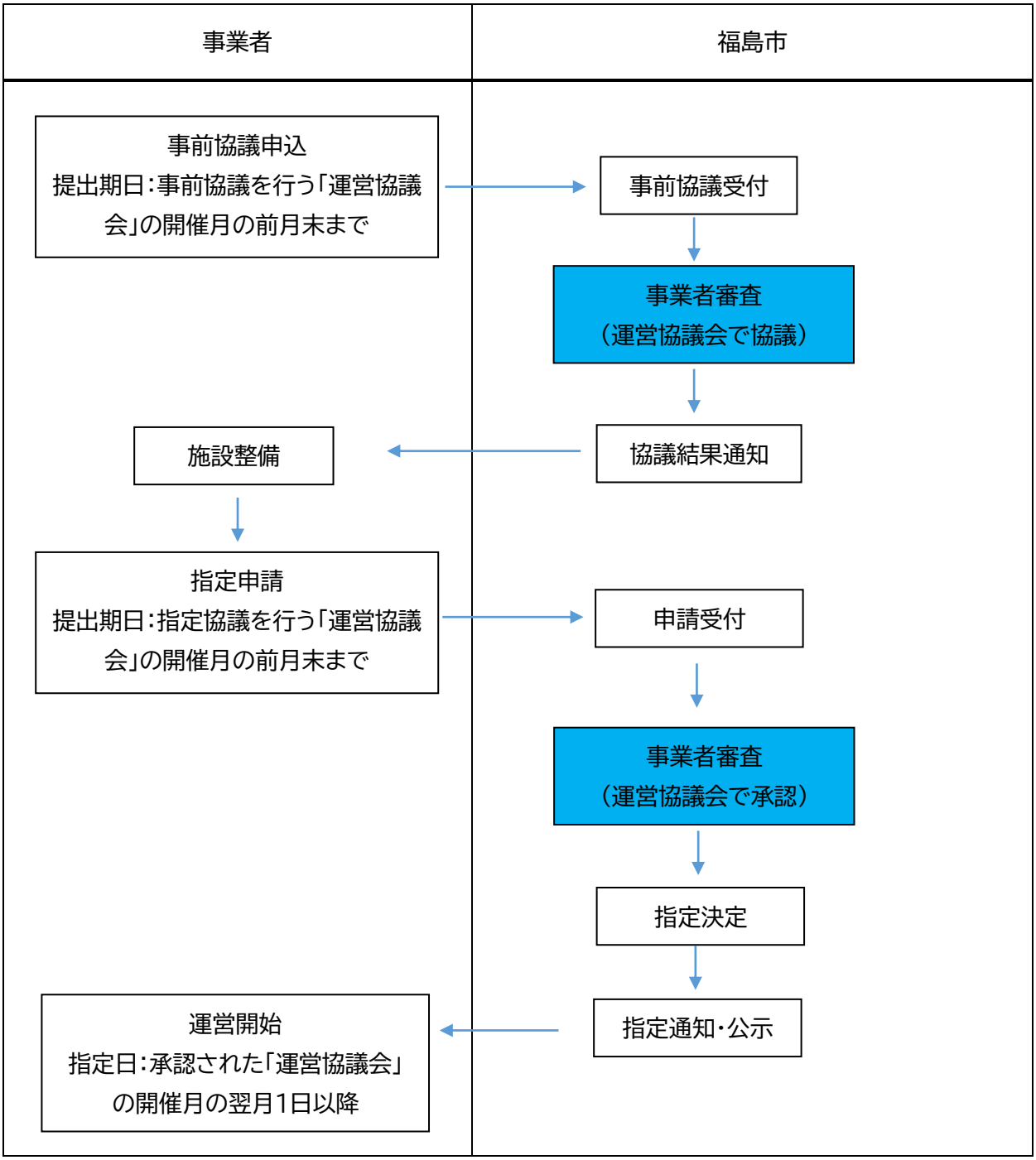

○　運営協議会（福島市地域密着型サービス運営協議会）の開催は毎年3回とし、開催月は以下のとおりです。

◆第1回　･･･5月　◆第2回　･･･10月　◆第3回　･･･2月

Ⅲ　変更届について

1　変更届

介護保険事業者の指定を受けた後、事業所の名称や所在地など、所定事項に変更があった場合は、「変更の届出」又は「変更の申請」を行う必要があります。必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、変更届出書類一覧を確認の上、提出してください。

福島市ホームページ(http://www.city.fukushima.fukushima.jp/)
【ホーム】＞【健康・福祉】＞【福祉・介護】＞【介護・福祉サービス事業者】＞
【地域密着型サービス】＞【地域密着型サービスの変更・廃止等について】のページ

2　提出内容等

下記のとおり「変更の届出」又は「変更の申請」の提出が必要です。

変更届の様式	変更事項及び添付書類	提出期限
「変更届出書」様式第2号	「変更届出書類一覧」のとおり(別紙参照)	変更日から10日以内

○　所定事項に変更があった場合、「変更届出書」とその「添付書類」を、上記の提出期限までに、市へ提出する必要があります。

○　変更届出書類はサービスの種類ごとに(法人単位ではなく、事業所・施設単位で)作成し、提出してください。ただし、同一サービス種別の「地域密着型サービス」と「介護予防地域密着型サービス」(例えば、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護)を一体的に運営するため届出を同時に行う場合は、両方併せて書類を作成できます。
※なお、「地域密着型通所介護」と「第1号通所事業」を一体的に運営する場合の届出については両方併せて書類を作成できないことにご留意ください。(総合事業については別途指定様式があります。)

3　留意事項

○　変更内容に関わらず、各サービスに対応した「変更届出書」と「付表」、変更月の「勤務形態一覧表」を添付してください。

○　運営規程変更の提出の場合、変更内容が分かるように変更後の運営規程と併せて、変更前の運営規程又は新旧対照表を提出してください。

○　変更届出の提出期限を過ぎての届出が多数見受けられますので、提出期限をよく確認して届出て下さい。
　なお、変更のあった日から10日を過ぎた届出を行う場合は、遅延理由を簡潔に示した理由書(任意様式)の添付をしてください。

Ⅳ　介護給付費算定に係る届出書について

1　介護給付費算定に係る届出書

介護保険制度では、事業所（施設）の種別及び人員配置の様態等により、算定される報酬額が異なることから、当該加算等の体制情報について必要な事項を記載した、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（様式第1号）及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1－3）（以下、「体制届」という。）の提出が必要となります。

ついては、新たに介護保険事業所の指定を受ける場合又は、介護保険事業者の指定を受けた後、体制に変更が生じた場合は、必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、届出添付書類一覧を確認の上、提出してください。

福島市ホームページ（http://www.city.fukushima.fukushima.jp/）
【ホーム】＞【健康・福祉】＞【福祉・介護】＞【介護・福祉サービス事業者】＞
【地域密着型サービス】＞【地域密着型サービスの変更・廃止等について】のページ

2　提出内容等

下記のとおり「体制届」の提出が必要です。

届出書の様式	変更事項及び添付書類
「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（様式第1号）	「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1－3） 「届出添付書類一覧」のとおり（別紙参照）

3　留意事項

（1）居宅系サービス

体制届の提出が必要なサービスの種類		届出日と加算算定開始日
居住系サービス	夜間対応型訪問介護	○　毎月15日以前に届出 →　届出の翌月から算定開始
	地域密着型通所介護	
	（介護予防）認知症対応型通所介護	
	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	○　毎月16日以降に届出 →　届出の翌々月から算定開始 ※注1参照
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	看護小規模多機能型居宅介護	

※注1　居住系サービスの場合

○　届出日の翌月から算定開始となるためには、基準上、15日までに「体制届」を届け出る必要があります。

※提出期限が祝日、土曜日又は休日に当たる場合はその翌日までとします。

例）5月15日が日曜日の場合　＝　5月16日（月）に「体制届」受理　→　6月から算定開始
5月17日（火）に「体制届」受理　→　7月から算定開始

（2）施設系サービス

<table>
<tr><th colspan="2">体制届の提出が必要なサービスの種類</th><th>届出日と加算算定開始日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">入所系サービス</td><td>（介護予防）認知症対応型共同生活介護</td><td rowspan="3">○ 届出が受理された日の翌月から算定開始
○ ただし、届出が受理された日が月の初日の場合は、当該月から算定開始
※注2参照</td></tr>
<tr><td>地域密着型特定施設入居者生活介護</td></tr>
<tr><td>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td></tr>
<tr><td colspan="3">※注2　入所系サービスの場合
○ 「月の初日」とは、当該月において<u>最初に迎える平日</u>となります。
例）5月<u>1日が日曜日</u>の場合　＝　5月<u>2日（月）</u>に「体制届」受理　→　<u>5月から</u>算定開始</td></tr>
</table>

（3）共通

○ 「体制届」は、サービスの種類ごとに（法人単位ではなく、事業所・施設単位で）提出する必要があります。

○ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（様式第1号）には必要事項の記入を必ずお願いします。<u>特に「変更前」と「変更後」の記載がなく、何がどのように変更になったのか確認できない届出書が多く見受けられるため、「変更前」と「変更後」の記載を必ずお願いします。</u>また、併せて「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1－3）には、「変更後」の内容だけでなく、異動年月日における全ての加算内容の記載をお願いします。

○ 「体制届」提出の際は、加算算定要件を、関係告示や通知等により、事前に十分ご確認ください。

Ⅴ　廃止・休止・再開届について

1　廃止・休止・再開届

介護保険事業者の指定を受けた後、事業所や施設を休止又は廃止（指定を辞退）しようとする場合や、休止後に再開した場合は、届出を行う必要がありますので、必要な書類を福島市ホームページよりダウンロードし、提出してください。

福島市ホームページ（http://www.city.fukushima.fukushima.jp/）
【ホーム】＞【健康・福祉】＞【福祉・介護】＞【介護・福祉サービス事業者】＞
【地域密着型サービス】＞【地域密着型サービスの変更・廃止等について】のページ

2　提出内容等

下記のとおり届出の提出が必要です。

届出が必要となる場合	サービスの種類	届出様式	提出期限
事業所（施設）を廃止（指定辞退）しようとする場合	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】を除いた地域密着型サービス	「廃止・休止届出書」 様式第3号の2	事業を廃止（指定を辞退）する日の1月前まで
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「指定辞退届出書」 様式第4号	
事業所（施設）を休止しようとする場合	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】を除いた地域密着型サービス	「廃止・休止届出書」 様式第3号の2	事業を休止する日の1月前まで
事業所（施設）を再開した場合	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除いた地域密着型サービス	「再開届出書」 様式第3号	事業を再開した日から10日以内

3　留意事項

○「廃止・休止・再開・辞退」に係る届出書は、サービスの種類ごとに（法人単位ではなく、事業所・施設単位で）作成し、上記の各期限内に市福祉監査課へ提出してください。

○「再開」の届出の際には、指定基準の適否を確認するため、指定申請時と同様の書類を提出していただくようになります。

Ⅵ 更新申請書について

1 更新申請書

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、平成 18 年度介護保険制度改正により、介護保険事業者の指定（許可）に「更新制度」が導入されました。

当該更新制度に係る事業者の指定（許可）の有効期間は6年間であり、当該有効期間を更新するには、事前に更新申請を行う必要がありますので、必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、提出してください。

福島市ホームページ（http://www.city.fukushima.fukushima.jp/）
【ホーム】＞【健康・福祉】＞【福祉・介護】＞【介護・福祉サービス事業者】＞
【地域密着型サービス】＞【地域密着型サービスの指定の更新について】のページ

2 提出内容等

下記のとおり届出の提出が必要です。

変更届の様式	変更事項及び添付書類	提出期限
「指定更新申請書」様式第５号	サービス種別ごとの「指定更新申請に係る提出書類一覧」のとおり（別紙参照）	有効期間内

3 留意事項

○ 下記のとおり、対象事業所には事前に市福祉監査課より通知します。

有効期限の月日（満了日）	送付時期	提出期限
2月28日～5月30日	12月中	1月末日
5月31日～10月30日	3月中	4月末日
10月31日～2月27日	8月中	9月末日

Ⅶ　その他

1　福島市かんたん申請による電子申請について

令和３年４月より届出書等への押印が不要となったこと、事業者様の事務簡素化および新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、申請・届出を電子データで提出できるよう電子申請受付フォームを開設しました。ぜひご利用ください。

【電子申請受付フォーム　福祉監査課「e窓口」-介護保険事業者向け- URL】
https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202100388

※　**指定新規申請、指定更新申請、休止・再開・廃止届、電子データで提出できない書類がある届出等については、従来どおり郵送または窓口までご提出ください。**

※　利用にあたっては、事前に利用者 ID の登録が必要です。利用者登録の「法人で登録」ボタンをクリックし、ID 登録を行ってください。

※　また、システムで不明な点については、「利用の手引き」ボタンから操作ガイドをご覧ください。

※　スマホでのご利用はできません。

※　業務に支障をきたすため、電子メールでの申請書・届出書の提出はご遠慮ください。

※　電子データでの申請・届出を強制するものではありません。

2　介護給付費算定に係るお問い合わせ方法について

介護給付費算定に係るお問い合わせについては、窓口や電話等により受付し回答していましたが、すぐに回答できない内容や同じ内容の問い合わせが複数事業者からあることから、お問い合わせ内容や回答内容などを必要に応じて市ホームページに掲載し、全事業所に周知することとしています。ついては、電子メール又は福島市オンライン申請を活用し、電子媒体からのお問い合わせを可能としていますので、下記【福祉監査課お問い合わせフォーム】をご活用の上、お問い合わせをお願いします。

なお、引き続き電話での受付も行いますが、出来る限り【福祉監査課お問い合わせフォーム】からのお問い合わせにご協力お願いします。

また、下記【福祉監査課お問い合わせフォーム】は、介護給付費算定に係るお問い合わせ以外に利用しても差し支えありませんので、気軽にご活用ください。

【福祉監査課お問い合わせフォーム　URL】
https://www.city.fukushima.fukushima.jp/fukushi-kansa/question.html

※福島市ホームページからもアクセスできます。

福島市ホームページ（http://www.city.fukushima.fukushima.jp/）
【ホーム】＞【健康・福祉】＞【福祉・介護】＞【介護・福祉サービス事業者】＞
【介護事業者の皆様へ】＞【福祉監査課「お問い合わせフォーム」】

3　各通知等の周知方法について

令和3年7月より、通知等については主に電子メールにより送付しています。今後も引き続き、電子メールにより通知等を送付しますので、メールアドレスが変更になった場合には変更届出書の提出をお願いします。

～ 別 紙～

【地域密着型サービス変更届出書類一覧】

以下の1から13の事項に変更があった場合、変更の届出が必要となります。
届出様式や添付書類、届出が必要なサービスの種類は、下記のとおりです。

〈必要書類〉

変更届出書（第2号様式） ＋ 付表 ＋ （変更月の）勤務形態一覧表 ＋ 添付書類 ※変更事項により異なります

	変更届出書の変更があった事項	変更の届出が必要となる場合	添付書類	①夜間対応型訪問介護	②地域密着型通所介護	③認知症対応型通所介護予防介護	④小規模多機能型居宅介護予防介護	⑤認知症対応型共同生活介護予防介護	⑥地域密着型特別養護老人ホーム	⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑧小規模多機能型居宅介護	⑨介護予防支援
			変更の届出が必要となるサービスの種類									
1	事業所又は施設の名称	事業所(施設)の名前が変わった場合	運営規程	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○	○	○ 注1	○ 注1	○
2	事業所又は施設の所在地	事業所(施設)の住所が変わった場合 事業所(施設)が移転した場合	運営規程	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○	○	○ 注1	○ 注1	○
3	申請者(法人)の名称・所在地・代表者の氏名・生年月日・住所及び職名(個人にあっては、氏名、住所)	法人等の名前が変わった場合 法人の住所が変わった場合 法人等の事務所が移転した場合 法人等の代表者が変更になった場合 法人等の代表者の氏名、住所が変更になった場合	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			誓約書 (参考様式9) ※氏名又は住所変更の場合には、添付書類は勤務形態一覧表、付表のみで可	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			開設者研修の写し				○	○			○	
4	登記事項証明書・条例等(指定に係る事業に関するものに限る。)	登記事項証明書等の記載内容(指定事業に関する部分＝事業目的等)が変更になった場合	登記事項証明書・条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	事業所又は施設の建物の構造概要、設備の概要等 ※変更申請の前に必ず事前相談を行うこと	事業所(施設)の平面図や構造等が変更になった場合 事業所(施設)を増築したり、事業に係る敷地面積が増えた場合 事業所(施設)が移転した場合　など	変更後の事業所(施設)の案内図及び平面図 (※各室の用途を明記のこと。)(参考様式3)	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○ 注1	○	○	○ 注1	○ 注1	○
			(建築確認申請を行った場合)建築確認申請書、検査済み証及び消防関係書類の写し			○ 注1	○ 注1	○	○		○ 注1	○
			賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの(不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写しなど)	△ 注1	△ 注1	△ 注1	△ 注1	△	△	△ 注1	△ 注1	△
6	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設を除く。)	事業所(施設)の管理者に変更があった場合 事業所(施設)の管理者の氏名又は住所が変更になった場合	【管理者の交代の場合】 変更後の管理者の経歴書(参考様式2－1)			○	○	○			○	
			【管理者の交代の場合】 認知症介護実践者研修終了証の写し(旧基礎課程)			○	○	○			○	
			【管理者の交代の場合】 認知症対応型サービス事業管理者研修終了証の写し(平成17年度認知症高齢者グループホーム管理者研修含む)			○	○	○			○	
			【管理者の交代の場合】 誓約書 (参考様式9) ※氏名又は住所変更の場合には、添付書類は勤務形態一覧表、付表のみで可	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	運営規程	事業所(施設)の運営規程の内容に変更があった場合	変更後の運営規程(※変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記のこと。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	介護保健施設との連携 支援体制・協力医療機関(病院・歯科など)の概要	協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)に変更があった場合 協力医療機関に変更はないが、その名称・診療科名・契約内容に変更があった場合	変更後の協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)との協定書・連携契約書の写し(診療科目がわかるものも添付)				○	○	○		○	○
9	併設する施設の変更 (併設する施設がある場合)	併設する施設の概要が変更した場合	併設する施設の概要等が分かる書類						○			
10	入所者の定員	事業所(施設)の利用者(入所者、入院患者)の定員に変更(増減)があった場合	居室面積等一覧表						○			
			事業所(施設)の平面図(参考様式3)						○			
			運営規程						○			
11	介護支援専門員の氏名及び登録番号	介護支援専門員として業務に従事する者に変更や増減があった場合 介護支援専門員として業務に従事する者の氏名に変更があった場合	介護支援専門員一覧(参考様式10)				○	○	○		○	○
			介護支援専門員証の写し(減員の場合は不				○	○	○		○	○
			小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の研修終了証の写し				○				○	
			認知症介護実践者研修(旧基礎課程)の研修終了証の写し				○	○			○	
12	計画作成担当者の氏名	計画作成担当者が変更した場合	認知症実践者研修終了証の写し					○				
			介護支援専門員一覧(参考様式10)					○				
			介護支援専門員証の写し ※減員の場合又は介護支援専門員ではない計画作成担当者が変更した場合は不要					○				
13	(1)その他 生活相談員の変更	生活相談員に異動があった場合	生活相談員経歴書(参考様式2－2) 資格証等の写し(注2) 実務経験証明書(注3) ※減員の場合は添付の必要なし		○	○			○		○	
	(2)その他 事業所又は開設者の電話、FAX番号、メールアドレス	事業所、開設者の電話番号又はFAX番号、メールアドレスに変更があった場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 ： 当該事業所の所在地以外の場所に、当該事業所の一部として使用されている事業所や事業の一部を行う施設(いわゆるサテライト事業所)を有するときは、当該事業所(施設)の名称・所在地の変更を含む。

注2 ： 社会福祉主事任用資格で厚生省が指定する社会福祉に関する科目を3科目以上履修して卒業した者は、履修及び卒業の状況を証する書類(成績証明書等)を添付。

注3 ： 介護福祉士の場合は実務経験証明書を添付。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の添付書類について

1　体制等に関する届出
介護給付費算定に係る体制に変更があった場合には届出が必要です。また、加算に係る要件を満たさなくなった場合等には、速やかに加算を廃止する旨届け出てください。

2　適用年月日
（1）加算の場合

ア　地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

・届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月から算定開始
・届出が毎月16日以降になされた場合は、翌々月から算定開始

イ（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定開始）
（2）加算の取下げ、減算の場合
・事実の発生日が適用年月日となりますので、（1）にかかわらず速やかに提出してください。

3　加算（報酬）届出に係る必要書類
（1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2、別紙3、別紙3－2、別紙36）※居宅、施設等サービスと地域密着型サービス及び総合事業で様式が違うためご注意ください。
（2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1、別紙1－2、別紙1－3、別紙1－4）※サービス種類に対応する様式をお使いください。
（3）添付書類（下記一覧表と参照してください。届出内容により異なります。）

4　留意事項
（1）1つのサービスで、職員配置の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の勤務表に全ての要件を記載すること。
（2）利用者の個人情報が記載されている資料を添付する場合は、利用者名を伏せた形にすること。
（3）受理した日をもって届出日になるので、郵送の際は余裕をもって提出すること。
（4）加算（報酬）届出により、運営規程の変更がある場合等は変更届出も併せて届け出ること。

■加算（報酬）関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設等の区分	一体型・連携型の異動	○　一体型への異動にあっては、看護師の配置基準が確認できる書類（勤務形態一覧表、看護師等の資格証の写し） ○　連携型への異動にあっては、訪問看護ステーション等との連携が確認できる書類（契約書等）	・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
	加算等	特別地域加算	―	
		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	―	
		中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	○　算定要件を満たしていることが確認できる資料（任意様式）	
		緊急時訪問看護加算	○　緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙8） ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）	
		特別管理体制	○　緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙8） ○　24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 （オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等）	
		ターミナルケア体制	○　緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙8） ○　24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 （オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等）	
		総合マネジメント体制強化加算	○　総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙31）	
		認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○　認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26） ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○　認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○　認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 ○　対象者の占める割合が利用者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅱ】 ○　認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○　認知症ケアに関する研修計画及び開催状況	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12） ○　従業者ごとの研修計画（「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画（従業者が多い場合は見本として数件抽出）」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等） ○　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料（会議次第、会議の出席表、議事録（直近の連続した複数回分）等） ○　従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類（全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等（健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと）） ○　職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○　サービス提供体制強化加算計算に関する資料（参考計算様式⑦） ○　介護福祉士の資格証の写し、実務者研修等の修了証の写し 【加算Ⅰ】 ○　加算Ⅰは介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算Ⅱ】 ○　加算Ⅱは介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料 【加算Ⅲ】 ○　介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の分かる資料 ○　勤続7年以上の者が30%以上の分かる資料。	※同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	【算定しようとするときの届出】 ○ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【実績報告】 ○ 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書	※「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol.1041）を参照
		介護職員等特定処遇改善加算	【算定しようとするときの届出】 ○ 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【実績報告】 ○ 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書	※「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol.1041参照

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
夜間対応型訪問介護	加算等	24時間通報対応加算	○　24時間通報対応加算に係る届出書(夜間対応型訪問介護事業所)(別紙32) ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オペレーションセンターサービスを規定した書類等及び重要事項説明書等)	
		特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○　認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙26) ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○　認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 ○　対象者の占める割合が利用者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅱ】 ○　認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○　認知症ケアに関する研修計画及び開催状況	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○　サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12) ○　従業者ごとの研修計画（「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回分)等) ○　従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類(全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○　職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ○　介護福祉士の資格証の写し、実務者研修等の修了証の写し 【加算Ⅰ】 ○　加算Ⅰは介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算Ⅱ】 ○　加算Ⅱは介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料 【加算Ⅲ】 ○　介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の分かる資料 ○　勤続7年以上の者が30%以上の分かる資料。	※同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
地域密着型通所介護	加算等	職員の欠員による減算の状況	○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	—	
		時間延長サービス体制	○　運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)	・加算の届出を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		共生型サービスの提供(生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)	○　障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
		生活相談員配置等加算	○　生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙27) ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　生活相談員の資格証、経歴書 ○　地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類	
		入浴介助加算	○　平面図及び浴室の写真	
		中重度者ケア体制加算	○　中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙28-1)及び利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)(別紙28-2) ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　前年度(3月を除く)又は前3月の利用者総数のうち、要介護3～5の利用者の占める割合が30%以上であることが確認できる資料 ○　看護職員の資格証の写し	※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	※一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。
		ADL維持等加算Ⅲ	○　ADL維持等加算に係る届出書(別紙19)	※加算の要件を満たし算定を行う場合は"申出"とは別に、所定の期限までに毎年度届出が必要。
		認知症加算	○　認知症加算に係る届出書(別紙29-1)及び利用者の割合に関する計算書(認知症加算)(別紙29-2) ○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　前年度(3月を除く)又は前3月の利用者総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上であることが確認できる資料 ○　認知症介護研修の修了証の写し	※認知症日常生活自立度Ⅲ以上:ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者※認知症介護研修とは、認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修を指す。 ※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		栄養改善体制	○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　管理栄養士の免許証の写し	
		口腔機能向上加算	○　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○　言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し	
		科学的介護推進体制加算	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○　サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－3) ○　サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○　職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○　介護福祉士の資格証の写し　　<u>※該当する場合</u> ○　勤続10年以上の分かる書類　　<u>※該当する場合</u> ○　勤続7年以上の分かる書類　　<u>※該当する場合</u>	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
認知症対応型通所介護【介護予防を含む】	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	—	
		時間延長サービス体制	○ 運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)	・加算の届出を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		入浴介助加算	○ 平面図及び浴室の写真	
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	※一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		栄養改善体制	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 管理栄養士の免許証の写し	
		口腔機能向上加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し	
		科学的介護推進体制加算	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－3) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式㋐)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
小規模多機能型居宅介護【介護予防を含む】	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		看護職員配置加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 看護職員の資格証の写し	
		看取り連携体制加算	○ 看取り連携体制加算に係る届出書(小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙9－6) ○ 看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)	
		訪問体制強化加算	○ 訪問体制強化加算に係る届出書(別紙33) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		総合マネジメント体制強化加算	○ 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙31)	
		科学的介護推進体制加算	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－5) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式㋐)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
小規模多機能型居宅介護(短期利用型)【介護予防を含む】	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－5) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式㋐)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
認知症対応型共同生活介護【介護予防を含む】	加算等	夜間勤務条件基準	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	○ 平面図 ○ 安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)の分かる書類	
		夜間支援体制加算	○ 夜間支援体制加算に係る届出書((介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所)(別紙34) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		利用者の入院期間中の体制	—	・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		看取り介護加算	○ 看取り介護加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所)(別紙9－7) ○ 看取りに関する指針の写し ○ 看取りに関する職員研修の体制が確認できる資料	
		医療連携体制	○ 医療連携体制加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所)(別紙35) ○ 事業所又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していることが確認できる資料(勤務形態一覧表、連携先との覚書等) ○ 看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等) ○ 重度化した場合の対応に係る指針の写し	

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
認知症対応型共同生活介護【介護予防を含む】	加算等	認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ】 ○ 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙26) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 ○ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅱ】 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況	※認知症介護に係る専門的な研修とは、認知症介護実践リーダー研修を指す。 ※認知症介護の指導に係る専門的な研修とは、認知症介護指導者養成研修を指す。
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－6) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
認知症対応型共同生活介護(短期利用型)【介護予防を含む】	加算等	夜間勤務条件基準	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	○ 平面図 ○ 安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)の分かる書類	
		夜間支援体制加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		医療連携体制加算	○ 事業所又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していることが確認できる資料(勤務形態一覧表、連携先との覚書等) ○ 看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等) ○ 重度化した場合の対応に係る指針の写し	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－6) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		入居継続支援加算	○ 入居継続支援加算に係る届出書(別紙20) ○ 算定の根拠となる書類	
		テクノロジーの導入 (入居継続支援加算加算関係)	○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの)	見守り機器等の導入により緩和された基準で入居継続支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	※一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。
		夜間看護体制	○ 夜間看護体制に係る届出書(別紙9) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 看護師免許証の写し ○ オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し ○ 重度化した場合における対応に係る指針の写し	
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		看取り介護加算	○ 看取り介護体制に係る届出書(別紙9－5)	
		認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ】 ○ 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙26) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 ○ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅱ】 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況	
		科学的介護推進体制加算	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－6) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）	
		夜間看護体制	—	
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12－6） ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料（参考計算様式⑦）※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ）	
		介護職員等特定処遇改善加算	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ）	
地域密着型介護老人福祉施設	加算等	夜間勤務条件基準	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）	
		職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）	
		安全管理体制	—	※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は減算。
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	—	
		ユニットケア体制	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）※記載上の留意点 ① 日中、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ② 夜間・深夜、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。 ○ ユニットリーダー研修修了書の写し	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		日常生活継続支援加算	○ 日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16） ○ 算定の根拠となる書類	
		テクノロジーの導入 （日常生活支援加算関係）	○ テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に係る届出書（別紙16－2） ○ 平面図（見守り機器の配置を明示）、写真（見守り機器の配置が確認できるもの）	見守り機器等の導入により緩和された基準で日常生活支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		看護体制加算	○ 看護体制加算に係る届出書（別紙9－3） ○ 看護師、准看護師の免許証の写し ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（看護体制算定の根拠となる計算様式を添付－任意様式） ○ 連携の内容のわかるもの（対応窓口、連携事業所が明記されたもの）	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うことになりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。〔H21.3H21.4改定関係Q&A（vol.1）78参照〕
		夜勤職員配置加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】 ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表（参考計算様式⑥） 【加算Ⅲ、Ⅳ】 ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等（喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類）	
		テクノロジーの導入 （夜間職員配置加算関係）	○ テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22） ○ 平面図（見守り機器の配置を明示）、写真（見守り機器の配置が確認できるもの）	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算の算定しようとする場合に提出する。
		準ユニットケア体制	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）※記載上の留意点 ① 日中、準ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ② 夜間・深夜、2準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。 ○ 平面図及び写真	
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	※一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。
		若年性認知症入所者受入加算	—	
		常勤専従医師配置	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 医師免許証の写し	
		精神科医師定期的療養指導	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 医師免許証の写し	
		障害者生活支援体制	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し	
		栄養マネジメント強化体制	○ 栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 管理栄養士の免許証の写し	
		療養食加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 管理栄養・栄養士の免許証の写し	
		配置医師緊急時対応加算	○ 配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙21） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ 医師の資格証の写し ○ 入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類 ○ 24時間対応可能な体制が確認できる書類	
		看取り介護体制	○ 看取り介護体制に係る届出書（別紙9－4） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） ○ オンコール体制に関する取り決め（指針やマニュアル等）の写し ○ 看取りに関する指針の写し ○ 看取りに関する職員研修の体制 ○ 平面図（個室又は静養室を確認できるもの）	
		在宅・入所相互利用体制	—	
		小規模拠点集合体制	○ 同一敷地内に複数の居住単位を設けていることが確認できる資料	

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
地域密着型介護老人福祉施設	加算等	認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ】 ○ 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙26) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 ○ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅱ】 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況	※認知症介護に係る専門的な研修とは、認知症介護実践リーダー研修を指す。※認知症介護の指導に係る専門的な研修とは、認知症介護指導者養成研修を指す。
		褥瘡マネジメント加算	○ 褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙23) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	・CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		排せつ支援加算	—	・CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		自立支援促進加算	—	・CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		科学的介護推進体制加算	—	
		安全対策体制	○ 外部研修を受けたことの分かる書類。 ○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの書類。	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－4) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式㋐)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	・※1及び※2の書類については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ・併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務実態等に基づき按分するなどの方法により算出してください。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
複合型サービス(看護小規模多 機能型居宅介 護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		訪問看護体制減算	○ 看護体制及びサテライト体制に関する届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙8－3)	
		サテライト体制	○ 看護体制及びサテライト体制に関する届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙8－3)	
		特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		栄養改善体制	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 管理栄養士の免許証の写し	
		口腔機能向上加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) ○ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し	
		緊急時訪問看護加算	○ 緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		特別管理体制	○ 緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)	
		ターミナルケア体制	○ 緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)	
		看護体制強化加算	○ 看護体制及びサテライト体制に関する届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙8－3) ○ 算定の根拠となる書類	
		訪問体制強化加算	○ 訪問体制強化加算に係る届出書(別紙33) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		総合マネジメント体制強化加算	○ 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙31)	
		褥瘡マネジメント加算	○ 褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙23) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	・CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		排せつ支援加算	—	・CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		科学的介護推進体制加算	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－5) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式㋐)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12－5) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式㋐)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し　※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類　※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類　※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	
		介護職員等特定処遇改善加算	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に同じ)	